

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例に基づく公表

廃棄物の適正な処理の確保に関する条例（平成20年長野県条例第16号。以下「条例」という。）に基づき次のとおり公表し、関係図書を縦覧に供します。

7 上伊地環第50号
令和7年（2025年）9月25日

長野県上伊那地域振興局長

1 公表する内容及び縦覧する関係図書

根拠条項	内容及び関係図書	公表及び縦覧するもの（○を付す）
(1) 条例第33条第1項	事業計画概要書	○
(2) 条例第37条第2項 (第37条第5項含む)	事業計画概要説明会終了報告書 (勧告に基づくものを含む)	
(3) 条例第39条第1項	事業計画書	
(4) 条例第42条第5項	見解書及び意見書（写）	
(5) 条例第46条第2項	最終見解書	
(6) 条例第48条第2項	事業計画廃止届出書	

2 公表する事項

事項	内容（該当する項のみに記載する）					
氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	株式会社清和 代表取締役 栗原 敦司 長野県伊那市日影58番地					
申請の区分（I）	産業廃棄物処理施設の変更許可					
条例第33条	① 廃棄物の処理施設の設置の場所 ② 廃棄物の処理施設の種類 ③ 処理を行う廃棄物の種類 ④ 廃棄物の処理施設の処理能力 ⑤ 変更の概要（変更許可等の場合）	<p>長野県伊那市高遠町上山田32番</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第8号の2に規定するがれき類の破碎施設</p> <p>○破碎する産業廃棄物 がれき類 特別管理産業廃棄物を除く。</p> <p>300t/日（37.5t/h：8時間稼働）</p> <p>がれき類の破碎施設の入替</p> <table border="1"> <tr> <td>新</td> <td>旧</td> </tr> <tr> <td>(1) 処理施設の位置 長野県伊那市高遠町上山田32番 (2) 処理施設の構造及び設備 株式会社伊藤商会 GB600N ※油圧ショベル（日立建機 株式会社 ZX210K-6）に</td> <td>(1) 処理施設の位置 長野県伊那市高遠町上山田32番、33番1、34番 (2) 処理施設の構造及び設備 日立建機株式会社 HR1000</td> </tr> </table>	新	旧	(1) 処理施設の位置 長野県伊那市高遠町上山田32番 (2) 処理施設の構造及び設備 株式会社伊藤商会 GB600N ※油圧ショベル（日立建機 株式会社 ZX210K-6）に	(1) 処理施設の位置 長野県伊那市高遠町上山田32番、33番1、34番 (2) 処理施設の構造及び設備 日立建機株式会社 HR1000
新	旧					
(1) 処理施設の位置 長野県伊那市高遠町上山田32番 (2) 処理施設の構造及び設備 株式会社伊藤商会 GB600N ※油圧ショベル（日立建機 株式会社 ZX210K-6）に	(1) 処理施設の位置 長野県伊那市高遠町上山田32番、33番1、34番 (2) 処理施設の構造及び設備 日立建機株式会社 HR1000					

		取り付けて使用 処理能力：300 t / 日 (37.5 t / h : 8 時間稼働)	処理能力：560 t / 日 (70 t / h : 8 時間稼働)
	⑥周辺地域の範囲及びその根拠	(範囲) 伊那市 高遠町上山田地区、新山北新地区 (根拠) 廃棄物の処理施設の設置等に係る指針第2の1(5)	
	⑦関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠	(範囲) 伊那市長 周辺地域内に住所若しくは居所又は事務所若しくは事業場を有する者 周辺地域内で農業、林業又は漁業を営む者 (根拠) 条例第28条第2項及び条例施行規則第22条第1号	
条例 第 33 条		(日時) 新山北新地区 令和7年11月1日(土)午後7時から 上山田地区 令和7年11月4日(火)午後7時から (場所) 新山北新地区 長野県伊那市富県33番地 新山集落センター 上山田地区 長野県伊那市高遠町上山田397番地1 上山田公民館 【新山北新地区】 令和7年11月1日(土)午後7時から 長野県伊那市富県2785番地3 北新公民館 【上山田地区】 令和7年11月4日(火)午後7時から 長野県伊那市高遠町上山田397番地1 上山田公民館	
	⑧関係住民に対する事業計画概要 説明会の開催日時及び場所	(場所) 長野県上伊那地域振興局 環境・廃棄物対策課 (期間) 令和7年9月26日(金)～10月27日(月) (土日・祝日その他の県の休日を除く。) 午前8時30分～午後5時	
	⑨事業計画概要書の縦覧場所、期間 及び時間		

3 提出できる意見

今回提出できる意見	根拠	対象	意見できる内容	様式	期限及び提出先
○	第34条	○第32条第2項の関係市町 村長 ○第33条第2項の関係住民	○周辺地域の範囲 ○関係市町村長及び関係住民の範囲並びにその根拠		提出期限 令和7年10月27日(月) 提出先

	<input type="checkbox"/> 事業計画概要書について 生活環境保全上の見地から意見を有する者	<input type="checkbox"/> 関係住民に対する事業計画の概要に関する説明会の開催日時及び場所	12号	〒396-8666 伊那市荒井3497番地 長野県上伊那地域振興局環境・廃棄物対策課
--	---	--	-----	--

* 「今回提出できる意見」に○印のあるものについて意見書の提出ができます。

注) 意見提出にあたっての留意事項

- ・提出書類はいずれも日本産業規格A4列4番（折込可）とし、使用する言語は日本語とすること。
- ・提出方法は持参又は郵送とすること。なお、電子メール等に添付しての提出は、確実な受領が保証されたものではないため、認められないこと。